

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書

〔 概要版 〕

補助金等の財務事務等の執行について
(関連する団体を含む。)

平成 25 年 3 月

京都市包括外部監査人
田 中 裕 司

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等の財務事務等の執行について（関連する団体を含む。）

3. 事件を選定した理由

京都市（以下、「本市」という。）では平成21年2月の京都市保育園連盟の市補助金不正流用問題を受け、「京都市補助金等の交付に関する条例（平成21年12月22日条例32号）」（以下、「補助金条例」という。）を政令市で初めて制定した。条例施行から2カ年が経過し、同条例の施行効果を計測可能な年次に至ったといえる。

そこで、今回の監査の対象は歳出予算の区分「19節 負担金、補助金及び交付金」の平成23年度予算総額は177億4,600万円であるが、補助金等の合規性、補助対象事業の公益性、交付先選定の公平性・透明性、補助金等の効率性、補助金交付団体への指導・監督の状況を要点として監査を実施し、条例施行による補助金交付事業の見直し効果を検証し、補助金等の新設、充実、統合、廃止や削減に関する提言を行うことが、本市が推し進める行財政改革の着実な推進のためには有用であると考え、特定の事件として選定した。

4. 実施した外部監査の方法

（1）監査の対象

本市の一般会計における歳出予算の区分「19節 負担金、補助金及び交付金」のうち、補助金条例第2条第1号に規定する補助金等である。補助金等とは、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）にも定義はないが、特定の事務または事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。

具体的には、補助金という名称だけではなく、交付金、助成金、奨励金、負担金または利子補給金といった名称でも実質的に同じ性質を持つものは対象となる。

（2）監査要点

補助金等の財務事務等の執行について、次の着眼点から監査を実施した。

① 補助対象事業の公益性（正当性、必要性）に関する検討

- ② 補助金等の緊要性に関する検討
- ③ 補助金等の有効性・効率性に関する検討
- ④ 交付先選定の公平性・透明性に関する検討
- ⑤ 補助金の合規性に関する検討
- ⑥ 交付先団体への指導・監督に関する検討

(3) 主な監査手続き

- ① 各局に包括外部監査人が作成した「補助金等調査票」への記入を依頼し、提出された 476 件の調査票に基づき、内容を検討した上で提出資料の分析をする。
- ② 補助金等の交付目的の設定からその効果の検証・評価に至るまでの一連の手続が、関係法令及び諸規程に準拠して、適正に実施されているかを確認する。
- ③ 各監査要点の内容を確認するために所管課の担当者等への質問、関係書類の閲覧その他監査人が必要と認めた手続を実施した。

5. 監査対象期間

平成 23 年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の各年度も対象とする。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 24 年 6 月 11 日から平成 25 年 3 月 12 日まで

7. 包括外部監査人補助者

弁護士 植村 弘樹	税理士 菅原 正明	税理士 市木 雅之
税理士 小林 由香	税理士 寺本 和生	税理士 有田 耕介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 京都市の補助金等の概要

1. 京都市の補助金等の現状

(1) 一般会計と補助金等の推移

平成21年度から平成23年度までの決算及び平成24年度当初予算における本市の一般会計歳入・歳出と、補助金等の推移は次のとおりである。

京都市の歳入・歳出と補助金等の推移表（一般会計）

（単位：百万円）

年 度		平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算
歳 入	A	734,007	771,430	753,594	738,112
歳 出	B	730,372	767,335	748,010	738,112
補助金等	C	13,008	17,871	16,939	15,007
補助金割合	C/A	1.77%	2.31%	2.26%	2.03%

(2) 補助金等の歳出科目

本市において、補助金条例に規定する補助金等とは、「補助金等の交付状況一覧」に掲載されるものをいう。

また、補助金は予算歳出科目上の19節「負担金、補助金及び交付金」として、負担金、交付金と同一の科目によって支出されているが、19節の合計額に占める補助金等の割合は次に掲げる表の通り36%となっている。

平成23年度 19節（負担金、補助及び交付金）の内訳について

（単位：千円）

	19節執行額 (A)	うち補助金等 (B)	B/A	うち補助金等以 外の19節 (C)	C/A
一般会計合計	47,552,113	16,924,182	36%	30,627,931	64%
上下水道局*	15,525	15,525	100%	0	0%
上下水道局を 含む合計	47,567,638	16,939,707	36%	30,627,931	64%

* 上下水道局については、公営企業であることから、一般会計と節組が異なるためB欄の補助金等と同額を記載している。

(3) 補助金等の所管局別年次推移表

補助金等の年次推移表

(単位：件, 千円, %)

所管局 名	平成21年度 決算			平成22年度 決算			平成23年度 決算			平成24年度 予算		
	件数	交付額	割合									
環境政策局	16	391,883	3.0	18	408,264	2.3	19	490,072	2.9	20	416,724	2.8
行財政局	2	7,169	0.1	4	11,046	0.1	2	9,547	0.1	0	0	-
総合企画局	8	56,703	0.4	6	243,322	1.4	5	138,079	0.8	5	23,844	0.2
文化市民局	45	1,239,293	9.5	44	1,078,643	6.0	47	1,055,484	6.2	47	1,128,444	7.5
産業観光局	102	1,947,264	15.0	84	1,602,686	9.0	94	1,525,158	9.0	90	1,940,299	12.9
保健福祉局	128	4,702,936	36.2	143	9,945,496	55.6	134	9,302,437	54.9	129	6,719,335	44.8
都市計画局	25	1,968,604	15.1	28	1,924,823	10.8	26	1,718,371	10.1	30	2,094,716	14.0
建設局	8	446,176	3.4	7	394,404	2.2	8	419,040	2.5	9	293,630	2.0
区役所	57	91,073	0.7	54	74,072	0.4	80	79,952	0.5	83	121,973	0.8
市会事務局	1	921	0.0	1	959	0.0	1	853	0.0	1	1,141	0.0
消防局	4	41,175	0.3	3	32,268	0.2	3	31,687	0.2	3	37,350	0.2
上下水道局	5	12,393	0.1	5	15,802	0.1	7	15,525	0.1	9	42,463	0.3
教育委員会	52	2,102,533	16.2	48	2,140,116	12.0	46	2,153,502	12.7	46	2,187,772	14.6
合 計	453	13,008,123	100	445	17,871,901	100	472	16,939,707	100	472	15,007,691	100

2. 京都市の補助金等の財務事務

(1) 補助金等に関する規定

① 京都市補助金等の交付等に関する条例（平成21年12月22日）条例第32号

本市補助金条例第2条1号において補助金等とは、「特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金錢的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう」と定義しており、補助金という名目で支出されているものに限らず、交付金、助成金、負担金、奨励金、利子補給等の名目で支出されていても、定義に該当するものであれば交付の対象となる。

よって、以下のようなものは適用の対象とならない。

- ア 特定の事務又は事業の助成等を目的としないもの
- イ 本市の内部で支出されるもの
- ウ 金錢的給付でないもの
- エ 反対給付を伴うもの
- オ 別に支出手続を定めた条例があるもの(条例第3条)

② 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則

補助金条例第28条（委任）に、この補助金条例の施行に関し必要な事項を定めるとして、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下、「補助金施行規則」という。）が定められている。

補助金施行規則とは、条例を統一的に適用するための細則であるため、市全体の統一された規定にならなければならないが、次の事項を規定している。

- ア 補助金等の交付状況の公表に関する事項
- イ 交付申請書の記載事項
- ウ 申請取下げの期限
- エ 関係書類の保存期間
- オ 身分証明書

③ 補助金等交付要綱等

補助金条例第6条第2項で、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに次に掲げる事項を定めなければならないとしている。

- ア 交付の目的
- イ 補助事業等
- ウ 補助金等の交付の対象者
- エ 補助金等の額の算定方法

具体的には個別の補助金については、全て補助金等交付要綱（以下、「補助金要綱」という。）または個別の決裁等でその内容を定められている。

（2）補助金等の管理事務

① 予算成立まで

- ア 事業所管課による予算要求
- イ 予算編成
- ウ 市会における審議、議決

② 補助金等の執行

補助金等の執行に係る一般的な事務の流れは次の通りである。

- ア 交付目的等の決定
- イ 交付申請
- ウ 交付申請に対する審査・交付決定
- エ 補助事業の遂行
- オ 実績報告
- カ 実績報告の審査・交付額の決定
- キ 交付決定額の支払

（3）補助金等に関する見直しへの取り組み

① 行財政改革・創造プラン

平成 20 年に策定された京都市の基本計画「京都未来まちづくりプラン」の「V. 行財政改革 創造プラン」の「推進項目 2 歳出構造の見直し」の「[1]徹底した事務事業の見直し」の中で、補助金等の見直しを掲げている。また、平成 23 年度からスタートしている京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（改革編）のなかでも、補助金等の見直しを掲げている。特に、外郭団体のあり方の抜本的な見直しに取り組んでおり、その結果として、補助金等についての見直しが進められている。

② 事務事業評価

補助金条例第 7 条において、「補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他の適正な措置を講じるものとする。」と規定して、補助金等の見直しの必要性を述べている。補助金等の見直しについては、補助金条例制定時の議会（平成 21 年 12 月 3 日の経済総務委員会）の質疑の中で、事務事業評価制度を活用するとしている。

この事務事業評価制度とは、事務事業に関する客観的なデータの把握や数値目標の設定、評価等を行うことによって、行政資源の配分、経営努力の目標設定（事務事業の目標達成、効率性の向上等）など具体的な改善、見直し等を行うための判断に資する情報を提供するために実施するものであり、事務事業の点検や事業改善への取組などに活用するものである。事務事業の全ての評価を実行している。

ただし、事務事業評価は単に補助金等だけを対象にしたものではないため、事務事業の内容が多岐にわたるものなどについては、評価結果から補助金等の交付状況等が

読み取りにくくなっている。

③ 交付状況の公表

補助金条例第8条及び補助金施行規則第2条に基づき補助金等の交付状況を公表しているが、公表内容は、次の通りである。

- ア 補助金等の名称
- イ 交付の目的
- ウ 交付額
- エ 交付の対象となる補助事業等
- オ 補助金等の交付対象者
- カ 補助金等の交付予算額
- キ 補助金等の額の算定方法
- ク 根拠規定の名称

第3 包括外部監査の手法及び手続き

1. 監査実施上の補助金の考え方

一般的に、補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するものと定義される。

国の補助金については、適正化法により、補助金の考え方についての基本的な部分が定められている。

地方公共団体についても、この趣旨は遵守すべきであり、地方自治法第232条の2において「地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助ができる」と規定されているように、公益上の必要性の有無が補助金等を交付する際に、大変重要なとなる。しかし、公益性とか必要性だけでは、その表現が抽象的であるため、様々な視点からの検証が必要となる。

2. 具体的な監査の要点

具体的な公益性、必要性を確認するための様々な視点とは、次に掲げる7つの監査の視点である。これらの監査視点については、個別補助金等の全部をチェックする時の「監査要点チェック表」で使用し、問題点を抽出した。

(1) 合規性

法令・条例及び規則等に従い適法に実施されているかどうかということである。

(2) 正当性

地方自治法第232条の2(公益性)に適合しているかどうかということである。

(3) 必要性

公益上の必要性があり、市民にとって役に立つものであるかどうかということである。

(4) 繁要性

市の重点施策等に合致していたかどうかということである。

(5) 有効性

補助金の目的設定に対して、いかに成果があったかどうかということである。

(6) 効率性

最少の経費で最大の効果を挙げるようすることをいう。

(7) 公平性

補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかということである。

3. 主な監査手続き

(1) 概況の把握

平成 22 年度「補助金等交付状況一覧」の平成 23 年度予算欄に掲載されている 476 件の補助金等及び補正予算で追加された補助金等の全てについて、調査票の実施をし、本市補助金等の定量的、定性的な評価を試みた。

なお、調査票は、既に公表されている他の自治体のものも、参考に作成している。

この調査票（アンケート）については、平成 23 年度の全ての補助金の全てについて回収したため、各補助金 2 枚ずつ、900 枚以上の膨大な資料となった。

(2) 監査の対象となる補助金等の抽出

全ての補助金等について、調査票、要綱、申請書類等を参考にして、具体的な監査要点によるチェック表で検討をした。

その結果、見直すべき課題があったものを、監査対象として任意に抽出した。

(3) 抽出した補助金等のチェック

抽出した 132 件の補助金等ごとに、申請書類、実績報告書及び決算書等の書類を確認し、各所管課に関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施した。

(4) 監査結果

① 個別の補助金等の監査結果

質問等（ヒアリング）を実施した結果、「指摘事項」、「意見」及び「参考」を述べた。

② 総括的な視点からの監査結果

①の結果を受けて、「指摘事項」及び「意見」を述べた。

第4 監査結果

1. 監査結果の概要

(1) 監査結果の種類

① 各補助金等に対する監査結果

監査の結果、共通している問題点を項目別にまとめ、それぞれの補助金等について、「指摘事項」若しくは「意見」を述べた。

また、個別の補助金ごとの対応ではなく、全市的な対応が求められる場合に、このような補助金等について、「参考」を述べた。

ア 指摘事項について

「指摘事項」とは、今後本市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関する事項（法令、条例、要綱等に抵触する事項）となるが一部社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される場合には、効率性、有効性等の観点からの結論も含まれる。

イ 意見について

「意見」とは、指摘事項には該当しないが、効率性、有効性等の観点から、施設や事務事業の運営の合理化のために包括外部監査人として改善、見直しを要望するものであり、本市がこの意見を受けて何らかの対応をすることを期待するものである。

ウ 参考について

「参考」とは、各補助金に対する監査結果ではあるが、その結果に全市的な対応が求められる場合には、個々の各補助金だけではなく複数の補助金に亘り判断できないため、総括的な視点からの監査結果に従った処理が必要となる。このように、共通した対応をしなければならないものをいう。

② 総括的な視点からの監査結果

①の結果を受けて、全市的な視点により本市が補助金等に関する行政を進めるうえで参考にしてほしい「指摘事項」若しくは「意見」を述べた。

ア 指摘事項について

「指摘事項」とは、今後本市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。

イ 意見について

「意見」とは、包括外部監査人として改善、見直しを要望するものであり、本市がこの意見を受けて何らかの対応をすることを期待するものである。

2. 各補助金等に対する監査結果

【1】補助金条例が制定されたことにより改善されたか

従来、本市においては個々の補助金ごとに個別の条例、規則、要綱等を策定し、その中で、目的、要件、手続等を定めており、全市で統一的なルールを有していなかった。そのため、各補助金等の交付については十分な指導・監督がなされていない状況だった。そのような状況の中、平成21年に保育園連盟の不正流用が発覚したことにより、補助金行政の一層の適正化を図るために、政令指定都市では初めて、平成22年に補助金の目的外使用禁止や交付状況の公開などを規定した補助金条例を制定した。

① 保育園連盟の現状

このように、補助金条例ができた原因の1つに、保育園連盟が申請した補助金が保育士の人工費など目的外に流用されたこととされているが、補助金条例が制定されて、この保育園連盟に対する補助金がどのように改善されたかを確認することは、今回の監査において、大変重要なことである。

その結果、当補助金については適正に運用されており、指摘事項はなかった。

② 再補助の補助金交付基準が不透明ではないか

具体的な公益的サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、補助金の交付を受けた者は、これを補助事業にどのように活用し、どのように実績を残したのかは、きちんと説明をする責任がある。この説明責任については、補助の目的が特定の団体に補助金が交付され、その団体を通じて下部の構成団体や構成員に支給されるいわゆる経由型の補助金（再補助）についても同様と考える。

【1】の監査結果

指摘事項	No.469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金 No.470 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金	本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、現行制度を改善すべきである。 本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、改善すべきである。
------	---	---

	No.274 京都市民間保育園 職員給与等運用事 業補助金	指摘事項なし。
--	--	---------

【2】補助金等と負担金、委託等の区分が不明確な補助金の取扱い

本市の補助金条例に規定する補助金等とは、補助金条例第2条の定義に該当するものというのであり、毎年その内容を補助金等交付一覧として公表している。しかし、補助金等交付一覧に載せるかどうかを判断する際に、補助金か、負担金等かをまず各所管課が判断する。しかし、判断基準を明文化にすることは困難な面もあるため、実質的には補助金等と考えられるものが負担金とされる可能性がある。

- ① 負担金との区分が不明確
- ② 委託金との区分が不明確

【2】の監査結果

意 見	No.99 京都市中央市場衛 生自治会補助金	事業主体が本市か自治会かを判断し、補助 金が適當か、委託が適當かの検討をすべき である。
参 考	No.505 京都府中学校総合 体育大会	補助金条例の対象外として、補助金等交付 状況一覧より除外しているが、再度、当一 覧に掲載して公表することを検討すべきで ある。また、補助金要綱において、補助金 の算定根拠を明確に規定するべきである。
	No.507 京都府高校総体	補助金条例の対象外として、補助金等交付 状況一覧より除外しているが、再度、当一 覧に掲載して公表することを検討すべきで ある。また、補助金要綱において、補助金 の算定根拠を明確に規定するべきである。

参考	No.508 近畿ブロック高校 体育大会	補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、再度、当一覧に掲載して公表することを検討すべきである。また、補助金要綱において、補助金の算定根拠を明確に規定するべきである。
	No.511 全国高校駅伝競 走大会	補助金等ではなく、負担金であるとの判断により、補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、実質的に補助金等に該当するため、再度、一覧に掲載して公表するよう、検討すべきである。

【3】公益性の必要がある補助金かどうかの検討

地方自治法で「公益上必要がある場合」に補助金等の支出を認めていることに鑑みれば、補助金等を交付するための前提である「公益上の必要性」が十分検討され、その検討結果が本市全体の補助金等交付のルールとして整備されているのか、また、個々の補助金等の交付に関する補助金要綱もそれに対応したものになっているのかということが重要になる。

「公益上の必要性」を判断するためには、補助金等の支出の「目的」が補助金要綱等で明確にされていなければならないが、補助金等の中には、補助金要綱に明確に記載していないものもある。

目的が明文化されていない補助金等があれば、直ちに補助金要綱にその支出の目的を記載すべきである。ただ、目的が明文化されていても、その内容に具体性や明瞭さを欠く場合には、公益上の必要性を判断できないこととなるため、誰に（何に）対して、どのような状態にしたいのかを明確にする必要がある。

【3】の監査結果

指摘事項	No.234 戦没者遺族援護事	補助金要綱や制度の整備を行い、目的・事
------	--------------------	---------------------

指摘事項	業補助金	業内容・交付手續等を現状に適合したものへの改正を検討すべきである。
意 見	No.94 伝統産業展示会等 事業補助金 No.338 鉱泉源保護設備補 修等補助金	交付要綱に記載されている交付の目的があいまいであり、目的を明確に規定するよう要綱を変更すべきである。 当補助金が鉱泉源の保護という目的に必要なのか、他の方法はないのか等、検討すべきである。

【4】予算の計上はされているが、実績のない補助金等

平成23年度補助金等の予算に計上されていて、交付実績のない補助金等については、市民にその補助金の制度自体が認知されていない等により、利用実績が少ないので、既にその補助金等の目的が達成されていないかどうかを検討してみた。

- ① 本年度の予算に計上されているが、本年度の実績がなく、翌年度の予算にもほぼ同額で計上されている補助金等
- ② 本年度の予算に計上されているが、本年度の実績がなく、翌年度の予算には計上がない補助金等（つまり、本年度で終了した補助金等）
- ③ 本年度の予算に計上されているが、本年度の実績がなく、翌年度に繰越された補助金等
- ④ 本年度の予算に計上されているが、別の理由で補助金から外れた補助金等

【4】の監査結果

指摘事項	No.29 京都市姉妹都市交 流推進事業補助金	効果的な周知方法を検討するとともに、年度ごとに適切な所要額で予算計上すべきである。
------	-------------------------------	---

指摘事項	No.59 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域周辺民間浴場に対する助成金	当補助金がほとんど利用されていない状況について、目標を達成するための方法等、制度的な検討をすべきである。
意見	No.52 京都市民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金 No.60 消費者訴訟団体設立補助金 No.167 林道改善事業補助金 No.344 らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金 No.362 地域優良賃貸住宅補助金（整備費補助）	本市の条例からの要請もあり廃止はできないが、当補助金を周知させるための努力を更に行うべきである。 当補助金は条例に基づくものであるため廃止はできないが、これまでの実績を踏まえた上で、補助金の予算計上額は極力抑えるべきである。 必要な林道改善事業の周知を徹底し、予算に計上した補助を実行するように努力すべきである。 企業誘致を促進するための条件等を検討して、予算計上だけにならないように努力すべきである。 予算の計上について、申請件数及び時期等を検討すべきである。

参考	No. 463 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費助成金 No. 464 私道内共同排水設備設置助成金 No.125 被災企業支援センター事業被災企業支援協力補助金 No.184 障害者就労訓練設備等整備費補助金 No. 377 上七軒通等修景整備事業補助金 No.333 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金	期限を設け、補助金の終期を明確にするよう検討すべきである。 期限を設け、補助金の終期を明確にするよう検討すべきである。 補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。 補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。 補助金等交付状況一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記し、補助金の交付状況を明らかにすべきである。 補助金等交付一覧に掲載された補助金が、どのような経緯で掲載されなかったのか明らかにするため、同年度の予算と実績を併記し、実績欄にその旨を記載すべきである。
----	---	--

【5】補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等

① 補助金の支出に対して効果はあるのか

補助金を交付する以上、補助金の支出に関して、費用対効果という視点はいつも注意しておかなければならない。効果が期待できる事業であるならば、効果に見合った費用を支出するのは当然である。特に、団体等の運営事業補助の場合、効果を客観的

に算定し、それに見合った経費を支出すべきである。

また、補助金支出の必要性等を判断するためにも、団体等の事業収支、事業ごとの詳細な事業収支、証憑書類に照らした詳細な実績報告を受けるべきである。

- ② 少額な補助金等、収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか
調査票による分析によれば、年間の補助金等の金額が 50 万円未満の少額な補助金等は支出されなかつた分も含めて、120 件となっている。
1 件当たりの補助金額が小さいものや、事業規模に対して補助額が特に小さく効果が見えにくいものについて、補助金等の交付に係る事務コストや、補助金の効果との関連性を十分吟味して、漫然と支出されてはいないのかその必要性を検証し、統廃合することも検討し、事業を見直し、選択と集中を図るべきである。

【5】の監査結果

指摘事項	No.27 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金 No.243 はり・きゅう・マッサージ施術費助成 No.446 伏見納税貯蓄組合連合会補助金 No.410 東山納税貯蓄組合連合会補助金 No.395 上京納税貯蓄組合連合会補助金	同補助金の効果に関する検証、周知方法の確認など、より補助金額の利用向上に繋がる取り組みがされるべきである。 高齢者の健康増進への寄与など、効果の測定を適正に行い、制度的な見直しを検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。
------	---	---

指摘事項		いのか検討すべきである。
No.401 左京納税貯蓄組合 連合会補助金		少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。
No.406 中京納税貯蓄組合 連合会補助金		少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。
No.419 下京納税貯蓄組合 連合会補助金		少額な補助で効果があるのか、特定の団体だけを対象にする補助金なのかということも含めて検討すべきである。
No.149 京都市鶏病自衛防 疫補助金		補助金で実施しなければならないような金額かどうか、補助金の効果等を検討すべきである。
No.256 京都こども文化会 館府市共催事業補 助金		府市共催事業であるため府との協議のうえ、補助金の支出に対して効果が期待できる有効な事業を行えるよう、検討すべきである。
No.458 雨水浸透ます設置 助成金		市民に対して、より効果のある周知を工夫し、制度の利用が増加する方法を検討すべきである。
No.502 京都府青少年剣道 錬成大会		補助金の効果を十分吟味して、必要性等を検討すべきである。

指摘事項	No.503 京都招待中学サッカーワークショップ No.504 京都招待ユース(U-16)サッカーワークショップ	補助金の効果を十分吟味して、必要性等を検討すべきである。 補助金の効果を十分吟味して、必要性等を検討すべきである。
意見	No.214 京都市全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業補助金	明確な成果目標を設定し、補助金の効果が発揮されているのか示すべきである。

【6】長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か

補助金等の調査票の補助期間の項目で、補助金等の期間の欄について空欄が多かった。経過年数別に補助等をみると、長期（例えば、20年以上）経過しているものは多いはずなのに、記入があったのは大変少なかった。しかし、補助金等の開始年度等を調べた結果、20年以上長期化している補助金等は101件もあった。

これらの補助金等が開始した時代には、補助金等の必要性は十分にあったと思われるが、何十年後の現在でも、当時の要請は現在でもあるのか、現在の価値判断で客観的に見直すべきである。

例えば補助開始後ある一定の年限以上継続しているものは、補助金の目的の達成が既になされていないかどうか、あるいは社会経済状況の変化に伴い、制度自体が陳腐化していないかなど、その必要性を十分検討し、原則として見直すべきである。

また、このようは補助金については、終期が設定されていないため、長期化する傾向があるように思える。本市の実際の補助金等のなかでも、単年度のみの補助金等、利子補給金のものは例外として、終期を設定しているものはほとんどない。

今後、新規に補助事業を創設する際には、当初から年限を設ける等して、終期を考えるべきであろう。

【6】の監査結果

指摘事項	No.513 学童う歯対策事業	他の制度、他の方法がないかを含めて、学童う歯事業の見直しを検討すべきである。
------	--------------------	--

【7】補助金等が固定化していることは適正か

補助金等の調査票の分析によれば、補助の算出根拠に関する質問について、「定額」と回答した補助金等が 70 件あった。補助金等については毎年定額でも、補助金事業の環境は、年々変化するのは当然である。そのような状況で、補助金等だけが定額であることについてはなかなか市民の同意を得られない。

また、調査票によれば、算定方法が定額ではなくても、「毎年同額（過去 3 年間）」の支出の補助金等が 96 件あり、同様に固定化していた。

この場合も、同様に補助金等が結果的に毎年同額で支出されることについては、固定化の疑問が残る。補助事業者の中には、これは既得権であると誤解している場合もある。

本市の補助金条例の第 6 条第 2 項に、「あらかじめ補助金等ごとに補助金等の額の算定方法を補助金要綱等で定めなければならない」とあり、その算定方法が補助金要綱等で明確にルール化されていなければならないが、実際にはルール化していない場合が多くみられた。

このように、補助金要綱の中で算定方法を明確にすることは、算定方法が定額になっているとか、毎年同額になっているのを防ぐために有効である。また、補助金等の金額に限度額を設けることも、防止策としては有効である。

【7】の監査結果

指摘事項	No.311 介護保険制度研修等事業費補助金	当初の予算の内容の変更があれば、変更申請書の提出を求め、再度補助が必要か検討すべきである。
意見	No.85 京都市地域経済活性化等支援事業補助金	補助金額が定額にならないよう、測定可能な具体的な成果指標設定を検討とともに、交付額の決定はできるだけ恣意性が介入しない合理的な計算によって行うべきで

意 見		ある。
	No.73 祇園祭山鉾巡行に対する補助金	協賛会の決算書の内容を精査するとともに、実績報告書に添付されている領収書等により、事業の実施に充てられていることを確認すべきである。
	No.76 京都五山送り火点火執行に対する補助金	協賛会の決算書の内容を精査するとともに、実績報告書に添付されている領収書等により、事業の実施に充てられていることを確認すべきである。
	No.311 介護保険制度研修等事業費補助金	事業費の額が毎年変動していることに対応して、補助金の交付対象事業費の内容を検討すべきである。

【8】固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか

本市の476件の補助金等のなかでも固有名詞のついた補助金要綱は相当数に上る。このように固有名詞が付くということは、特定の団体に対して補助金が交付されることであるが、こうした特定団体に対する固定化された運営補助金について、公平性という視点で問題はないだろうか。

【8】の監査結果

指摘事項	No.203 心身障害児者歯科円滑診療費補助金 No.196 健康管理対策費補助金	補助金の算定基準を明確にし、目的にあつた支出内容であるかを確認し、定額にならないようにすべきである。 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
------	--	--

指摘事項	No.247 健康管理対策費補助金	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
	No.275 健康管理対策費補助金	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
	No.288 健康管理対策費補助金	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
意 見	No.281 社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金	公費負担となる研修内容について、補助金要綱により限定を行うこと、及び研修事業の事業費率が 100%とならない方策を検討するべきである。

【9】財政状態の健全な団体に対する運営費補助金は適切か

① 公益財団法人等に対する運営費補助金の規律

国が行う補助金等については、その適正化に関する基本通達の一つである「行政改革計画（第一次）について（昭和 43 年 10 月 8 日閣議決定）」において、民間団体への補助金について、「すでに団体の運営が軌道に乗り、他に収入源があり、または収入増を図ることができる団体への補助金については、廃止する。」とされている。

地方公共団体が行う補助金等においても、かかる補助金の必要性がないことは同様であり、財政状態が健全であり、運営費補助金がなくても運営が可能な団体に対しては、補助の必要性がないものと考えられる。

財政状態が健全であるかの判断にあたっては、運営費補助金の交付先に関する法律の定めや、当該団体の目的等は十分に考慮する必要がある。

例えば、公益財団法人や社会福祉法人については、以下の定めがある。

ア 公益財団法人については、「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」などの定めがある（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第

14条、第5条6号)。

イ 社会福祉法人については、社会福祉法人が行う収益事業も、社会福祉事業・公益事業の経営に充てることを目的として行うことができるとの定めがある（社会福祉法26条1項）。

上記法規制の定めを厳格に守るならば、収支が黒字になることが予定されていない公益財団法人に対する運営費補助金は、原則として赤字分の補填が限度となる。また、運営補助金などの補助金によって、公益財団法人などの非営利団体の収支の黒字を増加させたり、赤字解消にとどまらず黒字を生じさせたりすることは、特段の事情がない限り、合理性はなく、黒字相当額の補助金については、返還を求めるのも一つの選択肢として考えることができる。

② 交付先が本市外郭団体で補助金がなくとも交付先団体の収支が黒字である場合

③ 交付先が公益財団法人などで、補助金があるため収支が黒字となっている場合

【9】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 No.80 財団法人京都市体育協会運営事業補助	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
意見	No. 378 京都市都市緑化協会補助金 No.501 京都市スポーツ少年団育成事業	事業収入を増やし費用を見直すことで、事業の効率化を図り、補助金に頼らなくても団体の運営ができるよう検討されたい。 財政状態が健全な団体で、予算書の予備費・決算書の繰越金に満たない額の補助金については、団体の活動の維持発展に寄与するものとして必要かどうかについて検討

意 見		すべきである。
参 考	No.83 京都府民総合体育大会選手派遣 No. 343 向島学生センター運営経費補助 No. 366 シニア住宅建設事業に関する補助金(利子補給) No. 378 京都市都市緑化協会補助金 No.295 軽費老人ホーム及びケアハウス利用料補助 No.479 生涯学習事業補助金	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 補助金交付先団体の平成 23 年度の正味財産の増加が、補助金で生じたのか、他の事業の結果生じたのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、そ

参 考	<p>No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金</p> <p>No. 66 京都市交響楽団運営補助金</p> <p>No. 64 京都市芸術文化協会交付金</p> <p>No. 144 きょうと京北ふるさと公社運営補助</p> <p>No. 117 財団法人京都高度技術研究所助成</p>	<p>の結果により適切な処理をすべきである。</p> <p>補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。</p> <p>団体に留保されている各種の積立てた引当資産や基金が、剰余金としての繰越金かどうかの検討をするべきであり、その結果により、適切な処理をしなければならない。</p> <p>補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。</p> <p>補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。</p> <p>補助金交付先団体の黒字(正味財産の増加)が、補助金で生じたものなのか、他の事業の結果生じたものなのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。</p>
-----	--	---

【10】補助金交付先団体への指導・監督はされているか

本市の補助金を受給している団体の中には、多額の純資産を有する団体がみられる。また逆に、公的な支援無くしては事業の継続が困難な団体もみられる。

本市において、補助金の交付を受ける団体の決算の指導・監督が不十分な場合があるが、決算内容を把握し、指導監督を強化すべきである。

特に、補助金交付先団体の実績報告書等は入手しているが、補助金の使途、業務内容の把握が不十分な場合がある。

【10】の監査結果

指摘事項	No.475 私立幼稚園就園奨励費（教材費補助を含む） No.57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金	幼稚園に対する指導監督の厳格化のため、保育料を減額したことを証明する書類等の保存ができているか、また申請額が確実に保護者に支払われているかどうか、の確認の機会を増やすべきである。 交通費は計算根拠を明らかにして定めるべきである。また、所管課は元帳や領収証類を確認して補助金が適正に支出されているかを確認されたい。
意 見	No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金 No.45 京北地域活性化支援事業助成金 No.89 京都市中小小売商業団体連合体補助金	「京都未来まちづくりプラン」の趣旨に沿うように、徹底した事務事業の見直しが行われるべきである。 事業計画の変更に係る承認手続きに不備があったので、今後は適切な運用を図るべきである。 今後は、人件費補助から事業費補助への見直しを図るべきである。

意 見	No.342 駐車場建設事業補助金 No.478 へき地スクールバス運営補助金 No.57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金 No.511 全国高校駅伝競走大会	<p>「ゼスト御池経営改革プラン」の実現に向け、補助金交付先における自助努力を促し、更なる経営改善を図るための指導を求める。</p> <p>事業の必要性は認められるものの、収入や支出が適正であるか否かの検証をするべきである。</p> <p>諸謝金は毎年支払われており、その効果も不透明な支払であることから、所管課においてその支払いと効果を確認したうえで、見直されるべきである。</p> <p>補助金等ということであるならば、事業補助としての支出が適正であるかを確認し、基金の管理状況をチェックして、交付団体の指導・監督をすべきである。</p>
参 考	No.342 駐車場建設事業補助金	補助金の性質から鑑みて、要綱には終期を定めておくべきである。

【11】補助金交付先団体との人的関係の解消はされているか

① 補助金交付団体の事務局を市の職員が担当している場合

市からの補助金は、市以外の個人及び団体が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助金を交付している事業は、市の本来業務ではないため、市が補助団体の事務局事務を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。

ただし、補助金の目的や団体の性格上、市の職員が事務局を担当することに合理性があることや、市の行政の直接執行という形で実施できるものであるか等を検討する

ことも必要である。

② 補助団体の事務作業を所管課がしている場合

補助金を交付している事業は、市の本来業務ではないため、市が補助団体の事務作業を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。

③ 市の職員を派遣している場合

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年 4 月 26 日法律第 50 号。以下「派遣法」という。）により、地方公共団体が公益法人等へ職員を派遣する場合に注意が必要となる。

つまり、派遣法に基づく派遣職員である場合には、その派遣職員の給与原資の全て、ないし大部分を市が補助金として支出することも違法であるとされたためである。

派遣法第 6 条において、派遣職員の給与に関する規定があり、その第 2 項に給与支給が許される例外規定がある。

本市では、平成 22 年に「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を改正して、本市の派遣職員の給与についての取扱いを統一するようにし、派遣職員の基本給部分（給料、教職調整額、扶養手当、住宅手当、地域手当及び期末手当）は本市が直接支給の負担をし、その他は派遣先の団体等が負担するという措置によって、縮小されたのである。

【11】の監査結果

指摘事項	No.57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金	専務理事の役員報酬は補助金によって賄われているので、最少の経費で維持管理していくべきであるため、特段の重要事項がない限り、新たな雇用は原則として不需要であることを前提に検討されるべきである。
意 見	No.305 シルバー人材センター事業補助金	会員増強・新規事業開拓とともに、人件費等をはじめ各経費の削減に努めるなど、今後さらに自立化を図りつつ補助金を減少させる必要がある。
	No.141 中山間地域等直接	交付先と緊密な関係であることは望ましい

意 見	支払交付金 No.144 財団法人きょうと 京北ふるさと公社 運営補助金 No.66 京都市交響楽団補 助金	ことではないため、本市の申請事務への代行ではなく、申請者が自ら申請事務をしていくことについて、明瞭にする必要がある 運営補助金交付先については、本市職員の関与度合いを限定的にすべきである。 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」との整合性、他のオーケストラ、他の音楽芸術文化の担い手との平等なども十分に考慮し、現在のあり方を検討されたい。
-----	---	---

【12】補助金要綱の不備はないか

① 補助金要綱のないものについて、補助金要綱を定める

本市の補助金条例では、第6条第2項で補助金等ごとに個別の補助金要綱を定めることを原則として義務づけている。

今回監査対象としたほとんどすべての補助金等については、補助金要綱が定められていたが、補助金要綱の制定がなされていない補助金等も若干見受けられた。該当しているのは以下の補助金等である。

ア 「個別の決裁」のままになっているもの。

個別の決裁という場合は、イベント型の補助金等、単年度のみ交付する場合の補助金等特殊なものだけに限定されるべきであり、数年以上経過し今後も継続して交付の可能性のある補助金等については、補助金要綱が必要なことは明白である。たとえ、補助金条例第6条第2項は補助金要綱の制定を強制しているものではないにしても、補助金要綱は制定すべきである。

また、補助金等交付一覧表の掲載は、「個別の決裁」としているが、実際には既に要綱が作成されていたものがあった。これは、公表した一覧表の間違いであったが、なぜ単純な間違いが発生するのか、公表資料については十分に確認をしなければならない。

イ 他の「個別決裁」の補助金等

上記ア以外のものについては、単年度に係る補助金である等、平成23年度で終了しているため補助金要綱の作成は不要である。

② 補助金の算定方法の不明確なものについて検討をする

補助金要綱のなかには「補助金等の算定方法については、予算の範囲内とする」という表現が多く見受けられる。

本来その事業に必要な経費を積み上げて、例えば積算された金額の2分の1とか、3分の1というような基準により、算出されるべきである。要綱の「予算の範囲」という表現を改め、必要なものに補助が交付されるようにすべきである。

また、補助金の金額について、「市長が定める額とする」という表現もあるが、これも前項と同様に算定方法として十分と言えず検討を要する。

③ 支給対象を補助金要綱で明確にする

④ 補助金要綱で目標値を設定し、補助の見直しを行う

【12】監査結果

指摘事項	No.216 全京都障害者総合 スポーツ大会事業 補助金 No.370 平成の京町家普及 促進事業 No.219 京都ライトハウス 運営補助金 No.335 公衆浴場確保対策 補助金	要綱を制定すべきである。 補助金が市民に公表されるためにも、要綱を制定すべきである。 算定方法について、積算根拠となっている人員の確認と、補助金が適切に執行されているかの確認を十分にすべきである。 補助金の組合員への配分方法の合理的な基準を定めるべきである。
------	---	--

指摘事項	No.267 子育てサロン等運営アドバイザー派遣 No.319 歯のひろば事業等実施補助金	事業の目的を適正に達成することができるよう要綱改正を行い、要綱に基づく算定で補助金の交付を行うように改善するべきである。 要綱で定める公益目的に照らして、交付対象を見直すべきである。
意 見	No.99 京都市中央市場衛生自治会補助金 No.335 公衆浴場確保対策補助金 No.280 八瀬野外保育センター運営補助金 No.376 京都市民間自転車等駐車場整備助成金	交付要綱に記載されている「市長が適当と認める」という表現はあいまいであるため、対象経費の積算根拠を明確にすべきである。 補助金の組合員への補助額は、要綱で交付基準や限度額等、算定根拠を合理的に定められたい。 事務費だけでなく人件費や事務費も要綱において積算根拠を明確に設定し、適正な補助金の交付を行うべきである。 駐輪場の建設という性格から、目標値を定めるべきである。
参 考	No.81 全国都道府県女子駅伝	「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。

参考	No. 83 京都府民総合体育 大会選手派遣 No.217 吃音訓練事業補助 金 No.319 歯のひろば事業等 実施補助金	「補助金等交付一覧」に要綱がないという 掲載があったが、一覧の掲載内容について 確認をすべきである。 「補助金等交付一覧」に要綱がないという 掲載があったが、一覧の掲載内容について 確認をすべきである。 予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確 に作成されたい。
----	--	---

【13】実績報告書の内容は適切か

補助金の交付を受けた補助事業者は要綱等に基づいて実績報告書を提出することが義務付けられている。実績報告の審査の結果適当と認めたときに補助金の額を決定し、もしその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容や条件に適合しないときは補助事業者には正措置を探らせることになっている。個別の補助金はその全てについて実績報告がなされているが、的確な実績報告等、千差万別である。

補助金の交付を受けた者は、具体的な公益的サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、これを補助事業にどのように活用し、どのように実績を残したのかは、きちんと説明をする責任がある。

① 収支計算書の内容の不備

事業補助金の場合、事業を運営するにあたって経費（運営費）が発生した場合、どのような経費が発生したのか、領収書などの証憑書類などによって実支出額を把握する必要がある。本市は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。

② 決算書等の確認の不徹底

決算書を確認する場合、領収書等の証憑書類までの確認を求めていないものがある。

③ 規定書類の不備

補助金要綱で規定されている書類の提出がなされていないものがある。

④ 補助金対象事業が不明確なもの

【13】の監査結果

指摘事項	No.34 公益財団法人京都 市男女共同参画推 進協会補助金 No.316 京都歯科サービス センター事業補助 金 No.318 健康教室（健康づく り）事業補助金 No.492 京都市立学校校長 会及び幼稚園長会 補助金 No.222 京都市社会福祉協 議会運営補助金 No.253 京都市児童館学童 連盟事務局補助金	補助金の使途について、領収書等の確認を行なうべきである。 収支計算書の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。 補助金の交付決定に際し、証拠書類の提出を受け、支出内容等を確認すべきである。 補助金の実績報告書に交付団体の決算書の添付を求め、また、経費支出に係る領収書を整備させ、事業趣旨に沿った経費の執行状況を確認すべきである。 経理区分間の移転については、その用途が明らかになるように補助資料を作成すべきである。また、根拠書類の確認を行うべきである。 補助金要綱に補助事業の対象経費を詳細に盛り込むことを検討するとともに、領収書等による詳細な執行状況の確認をするべき
------	--	--

指摘事項		である。
	No.472 京都市私立幼稚園 事業補助金	規定書類「幼稚園教職員数調査書」の添付 をするべきである。
	No.478 へき地スクールバ ス運営補助金	規定書類「領収書等活動の実施に要した費 用を支払ったことを証する書類」の添付を するべきである。
	No.290 特別養護老人ホー ム整備助成	上乗せ部分の補助金であっても、要綱が個 別にある以上、補助金交付要綱の定めに従 って申請・交付の手続きをするべき。
	No.469 特色ある幼稚園教 育推進事業補助金	補助金要綱に、具体的な補助金の対象事業 の範囲、及び補助金額の算定基準を明確に 規定し、一律の金額ではなく、実施された 事業に見合う補助金が交付されるよう にすべきである。
意 見	No.102 京都市と畜場補助 金 No.307 高齢・障害外国籍市 民福祉サービス利 用サポート助成金 No.325 鍼灸マッサージ師	申請時や事業完了時に提出される書類を適 切にチェックできるような体制を整えるべ きである 補助金の交付決定に際し、事業実績報告に もとづき、支出内容等を確認すべきである。 また、事業実績報告にもとづき、事業の見 直しをすべきである。 補助金の交付決定に際し、事業実績報告に

意 見	関係団体公衆衛生活動事業費補助金	もとづき、支出内容等を確認し、事業の見直しをする必要がある。
	No.346 景観・まちづくり活動支援等に関する事業に要する費用に対する補助金	補助金の精算報告の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。
	No.79 京都市文化観光資源保護財団助成金	元帳・領収証等の基礎資料の確認を行い、補助金が適正に支出されているのか検証と確認をされたい。
	No.472 京都市私立幼稚園事業補助金	実績報告書として提出を求める際に、経費に係る領収書等を確認することで、補助金が適正に活用されているかの検証をすべきである。
	No.476 遠距離通学費補助	保護者が受給したことを確認できるよう に、資料の保管を徹底し、適宜、執行状況を確認するべきである。
参 考	No.318 健康教室（健康づくり）事業補助金	予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確に作成されたい。

3. 総括的な視点からの監査結果

(1) 補助金に関する現行制度の課題

① はじめに

本市では、平成 21 年 12 月 22 日、政令指定都市のなかでは全国で初めて、条例により、補助金等の交付等に関する基本的な事項が定められている。条例制定の目的は、「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保すること」にある（補助金条例第 1 条）。

本監査では、本市の平成 23 年度の補助金等の全ての 476 件に対して、要綱や申請書及び実績報告書等を検証し、また調査票（アンケート）を実施した。

調査票（アンケート）に対する回答結果などから、特に必要と判断された 130 件程の補助金等については所管課への質問（ヒアリング）を実施した。その結果、本市の補助金等については、前節の「2. 各補助金に対する監査結果」【1】から【13】の各視点からその監査結果は前節のとおりである。

所管課への質問（ヒアリング）の実施が、全 476 件中約 130 件にとどまったのは、補助金制度が多く、時間的な制約という要因が大きい。

よって、少額（50 万円以下）の補助金等は 120 件あるうちの 10 件程度、20 年以上も続いている補助金が 100 件程中の 5 件程しか所管課への質問（ヒアリング）を行えていない。その他の項目も同様である。従って、これらの十分に検討できなかった他の補助金等についても、同様の監査の結果になる可能性がある。

政策目的実現の手段として、補助金等の交付が果たす意義は決して小さくない。補助金条例が目的とする、補助金行政の適正化、公正性及び透明性の確保は可及的に図っていく必要がある。かかる目的を実現していくにあたっては、補助金条例第 7 条が定めているとおり、「社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じる」ことが重要となる。

平成 22 年 4 月に補助金条例が施行されて約 3 年が経過しているところではあるが、例えば、前節各補助金に対する監査結果の【7】で示したように、補助金等の単価、補助内容が固定化しているものがある。また、補助金等が既得権益化することは可及的に回避すべきであるところ、前節各補助金に対する監査結果の【8】で示したように、特定の団体に長期間にわたり毎年度同額の補助金等が交付され続けていたり、固定化された特定の団体に対して補助をしていたものがかなりの割合を占めていたりする。

補助金等の有効性及び効率性の検証等が、制度・運用面で十分でない面もあり、改善が必要と判断された。

② 補助金等の検証・見直しの必要性について

補助事業については、最少の経費で最大の効果を上げるようにならなければならない

が、補助金等の効果を最大にするためには、効果の測定・検証を十分に行い、現状を分析し、問題点や課題を見つけ、それらを改善していくという作業を行うことが必要である。

また、総務省が、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づいて都道府県知事及び政令指定都市長に対して通知した助言である「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（総行整第 11 号平成 17 年 3 月 29 日）においても、「補助金等の整理合理化」との項で、以下の 2 点が明記されている。

- ・様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ・終期の設定や P D C A サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

③ 補助金等の検証・見直しに際しての「事務事業評価」の活用状況について

本市は、平成 21 年 12 月 22 日の補助金条例制定に際して、同月 3 日の市議会の経済総務委員会の質疑の答弁において、事務事業評価制度を活用するとしていた。

本市の事務事業評価は、市の行政評価の一環として平成 15 年から行われており、平成 24 年までの 10 年間で一定の成果を上げている制度ではある。現在では、平成 19 年 5 月 31 日成立の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例に根拠を有する制度となっている。同条例 8 条は、毎年度、その実施する事務事業の特性に応じ、有効性、効率性等について、評価を実施し、その結果に基づき、事務事業の充実、見直しその他の必要な措置を講じることを求めている。

事務事業評価は、P D C A サイクルにおける検証（Check）にあたるものである。最少の経費で最大の効果を挙げることができているかを検証するとの観点からは、投入量（補助金、補助事業にかかる市職員の人事費など）と目的達成度を対比して評価することを行っている。

しかし、今回監査の対象となった補助金に係る全ての事務事業評価票を検証した結果、目的の達成状況を示す適切な指標がないため、指標を設定できていないもの等の問題点が確認できた。

本市においては、補助金等の検証・見直しに際しては、事務事業評価を活用していくとの意思表明がなされていることから、補助金に係る事務事業評価については、補助金制度の有効性・効率性を検証する指標を設定することが事務事業評価制度の活用といえるのではないか。一層の工夫を図られることが望まれる。

④ 非営利団体への運営費補助金について

ア 国が行う補助金等については、その適正化に関する基本通達の一つである「行政改革計画（第一次）について（昭和 43 年 10 月 8 日閣議決定）」において、民間団体

への補助金について、「すでに団体の運営が軌道に乗り、他に収入源があり、または収入増を図ることができる団体への補助金については、廃止する。」とされている。

地方公共団体が行う補助金等においても、かかる補助金の必要性がないことは同様であり、財政状態が健全であり、運営費補助金がなくても運営が可能な団体に対しては、補助の必要性がないものと考えられる。

財政状態が健全であるかの判断にあたっては、公益財団法人や社会福祉法人など、運営費補助金の交付先となる団体に関する法律の定めや、当該団体の目的等は十分に考慮し、公益事業においては収支を黒字にしてはならない、黒字にする必要はないとの考え方を再確認する必要がある。

本市における補助金の交付団体には、公益財団法人や社会福祉法人などの等のいわゆる「非営利団体」が多いが、非営利団体への運営費補助金については、その団体の収支が黒字である場合、次のような問題が発生する。

- ・当該団体の収支が黒字になった原因は補助金なのか
 - ・当該団体に対する補助金は黒字が出ないような金額でいいのではないか
 - ・補助金は当該団体の赤字を補填する金額とするべきか
 - ・過去の黒字として当該団体に剰余金が生じている場合、返還する必要があるのか
- イ　補助金は補助金の対象となる事業自体に公益性があるか否かで判断されるべきであり、対象事業の収支が黒字になるか、赤字になるかは問わない。

事業主体の財務状況によって補助の公益性が左右されるものではないとのことであり、事業主体の経営が黒字であるかどうかではない。

このような考え方は、補助目的を達成する上では合理的な考え方であり、否定されるものではない。

ウ　非営利団体に対する補助金について、補助金を交付する前に当団体に剰余金があれば、まずその剰余金から補助対象事業に充当すべきであり、その後に補助金の交付を考えるという前述「ア」の考え方と、補助金の交付は公益性の目的のためには、目的優先で、まず交付すべきであるという前述「イ」の考え方との間に相違点が存在する。

双方ともに、それぞれの側面からみれば正しい見解かもしれないが、実務的にはどちらが優先するのかを決定しなければならぬのは明白であり、十分な検討が必要になる。

（2）補助金の制度に対する監査結果

① 補助金等の検証・見直しの手法を明らかにすること

本市の補助金条例では、第7条（補助金等の有効性及び効率性の検証等）において、「市長等は、社会情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとする。」として、市長等が補助金等の検証及び適切な見直しを行うことを定めている。

また、第28条（委任）において、「この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。」と規定されている。同規定を受けて補助金施行規則が制定されている。なお、市長等とは、市長及び公営企業管理者である（補助金条例第2条4号）。

補助金施行規則に規定されているのは、補助金条例第8条等の5つの事項に関するのみである。補助金条例においては、市長等の職責として、第4条（市長等の責務）、第6条（補助金等の交付）、第7条（補助金等の有効性及び効率性の検証等）等々の定めがあるが、これらに関する規定が補助金施行規則にはない。

補助金等の検証・見直しの具体的な手法について、法的拘束力を持たせるとともに、市民に明らかにすべきである。この点、市長が定める規則（地方自治法第15条第1項）には、法的拘束力があり、公布されることから市民が容易に内容及び変更を知ることができる。

② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと

補助金制度におけるP D C Aサイクルは、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）とサイクルする。

このP D C Aサイクルを実現するにあたって、最も重要なのは、検証（Check）をいかに実効性のあるものにするかであり、検証・評価の観点・基準を明確にし、検証・評価を効率的に行えるように制度を構築することである。

補助金交付は、地方自治法232条の2の規定を根拠とするものであり、同条は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めている。このため、前記総務省の指針にある、「行政として対応すべき必要性」、「費用対効果」、「経費負担のあり方」の3つの観点の全てが、広い意味での公益上必要があるとの要件に集約されることになる。

ア 「行政として対応すべき必要性」について

検証・評価を行う以前の課題として、費用対効果、経費負担のあり方との観点から、「行政として対応すべき必要性」がある。

交付先団体が行っている、又は行うことが想定される事業に公益性があれば足りるというものではなく、行政として、当該団体に寄附又は補助することに公益性が

あることが必要である

(ア) 補助対象者を特定した補助金（いわゆる固有名詞のついた補助金）

公平性の原則との観点からは、補助対象者を特定した補助金制度（いわゆる固有名詞のついた補助金制度）が検証の対象となる。前節【8】「固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか」で取り上げた観点である。

本市では、かかる補助金制度が過半数を超えており、補助金は、補助金受領の公平性確保との観点からして、補助金を交付する目的や補助金の内容をあらかじめ補助金要綱で決めておき、その条件にあった者若しくは団体を一般に募集して、公平な基準で補助金等の交付を決定する応募型の補助金が望ましい。

(イ) 実績のない補助金制度は廃止を含めた見直しが必要であること

前節【4】「予算の計上はされているが、実績のない補助金等」で取り上げた観点である。

実績のない補助金制度は、当該補助金制度の仕組みが市民のニーズと合致していない、又は当該目的を達する上で当該補助金制度が有効でない可能性が高く、特段の事情がない限り、当該補助金制度を廃止し、目的の設定の仕方が適切であるか、他に市民のニーズとあった効果的な手法はないか（新たな補助金制度を含む）を検討すべきである。

イ 「費用対効果」の検証について

前節においては、【3】「公益性の必要がある補助金かどうかの検討」、【5】「補助をしている効果の算定方法について検討が必要な補助金等」、【6】「長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か」、【7】「補助金等が固定化していることは適正か」といった形で取り上げている。

本市における補助金交付の効果の把握は、十分とは言い難い。補助金行政の成果として最も問われることは補助金を交付したことではなく、補助金交付によって具体的にどのような効果を上げたかである。

補助金交付の効果は、交付目的との関係で評価されることになる。このため、交付目的をどのように定めるかが、重要となる。

(ア) 補助金条例第6条第2項柱書は、「市長等は、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに次に掲げる事項を定めなければならない。」と具体的に規定している。

交付目的は補助金ごとに定められる必要があるため、本市では補助金要綱により定められている。しかし、補助金要綱等に記載されている交付の目的は、抽象的な大きな目標が掲げられているものが多くなっている。

補助金条例が、あらかじめ補助金等ごとに交付の目的などを定めることを求める趣旨の一つは（第6条第2項）、公益上の必要性があること（地方自治法232条の2）、最少の経費で最大の効果を挙げるものとなっていることを（同法第2条

第14項)、明確にすることにある。

当該補助金の具体的な公益性の把握、効率的な検証を行うには、抽象的な大きな目標に対して、当該補助金によって、いつまでに、具体的にどのような成果をあげようとしているのかを、あらかじめ明らかにしておく必要がある。

(イ) 効果の測定については、事務事業評価で実施されているが、投入指標を効果測定の指標としているケースもあり、指標の設定は困難なものがある。

いかなる考え方に基づいて、指標を設定しているかは、効果測定の根幹にかかわることであり、市民に公表すべきものと考える。

(ウ) 「いつまでに」との観点については、前記総務省の指針においても、「終期の設定」が求められる一方で、前節【6】で示した通り、本市においては、長期間補助し続けている補助金等は相当な数に及んでいる。

本市の補助金等には単年度にしか交付しない補助金等以外に終期を設定している補助金等はほとんど無い。性質上終期を設定することが適さないものもあるが、急激に変化している社会経済情勢に対応して、一定の終期を定めた上で、終期到来時に公益上の必要性の有無及び程度の変化を検証した上で、廃止すべき場合は廃止し、存続させるべき時は適宜見直しを行った上で更新するような手法を導入すればよいのではないかと思量する。

(エ) なお、少額な補助金の場合、得られる効果が小さいと見込まれることもあり、他方で、補助金総額よりも、補助金事務を行う市職員の人事費の方が高いという事態が生じる可能性がある。

かかる理解の下、前節【5】においては、「少額な補助金等、収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか」との観点から取り上げている。補助金以外の方法で交付目的を達成することはできないか等の検討をする必要がある。

ウ 「経費負担のあり方」の検証について

検証・見直しを行う前提として、まずは、本市としての「経費負担のあり方」についての考え方、すなわち交付する補助金等の金額の算定根拠を明確にする必要がある。

補助金条例第6条第2項第4号は、「補助金等の算定方法」を定めるように求めている。これを受け、補助金交付要綱等で、「補助金等の算定方法」に関する定めは存在する。しかし、受け取れる補助金額の一定程度の目安にはなりうるもの、いかなる算定方法を経て補助金額を決めたのかといった観点からの定め方をしているとは、評価しがたいものもある。

前節各補助金に対する監査結果の【7】「毎年同額の補助金等」において、毎年同額の補助金等について検討した通り、事業の規模や内容を適切に把握せずに、明確な算定基準もなしに、補助金を交付してきたケースも存在する。また、これまでに補助金額や単価を見直したことのない同【7】「定額の補助金等」について

も、算定方法は明確ではない。「予算の範囲内とする」、「市長が定める額とする」という表現で補助金額を決定しているケースも非常に多く、前節各補助金に対する監査結果の【12】の「補助金の算定方法の不明確なもの」で示した通り、補助金要綱において算定方法・算定根拠を規定していないものがある。

補助金が特定の団体に交付されその団体を通じて下部の構成団体や構成員に支給される、いわゆる再補助金についても明確な算定基準が必要なのはいうまでもない。

補助金等の額の算定根拠が明確でないものは、補助金条例制定の目的である「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保すること」（補助金条例第1条）という趣旨を損ないかねない。

③ 補助金交付要綱等の最終決裁権者について

補助金条例第6条第2項各号の事項は、補助金ごとに定められる必要があるところ、要綱との形式で定められている。この要綱については、市長決裁で定められているものは少なく、担当局長決裁で制定及び改廃が行われている。要綱に規定されている同事項の規定内容を確認したところ、その水準にバラつきが見られた。

また、補助金条例第2条に該当する補助金等と負担金との区分が不明確であるものを前節各補助金に対する監査結果【2】において指摘したが、平成23年度の途中において、負担金ということに変更され、補助金等から除外されていたものがあった。

以上のような補助金の運用の過程において、担当局の専門的知識等を要綱に反映させることは望ましいことではあるが、全市的な公平性・透明性・統一性の確保、担当局の独善防止を制度的に担保した上で、担当局の意見を反映させるべきである。そのためには、補助金ごとに定めておくことが望ましい検証・見直しの実施に関する事項に関しても、市長等もしくは本市の補助金行政を統一的に所管する部局の最終判断は不可欠である。

補助金施行規則第7条は、「この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。」と定めている。

④ 外郭団体への補助金について

ア 多額の剰余金が生じている外郭団体への補助金等の交付について

本市の外郭団体は、公益財団法人に認定されたもののほか、旧民法に基づく財団法人として設立されたものなど、本市の政策・施策との連携の下、公益の実現を目的とし、非営利的な活動を主とするものがほとんどとなっている。

こうした外郭団体に補助金を交付するに当たっては、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の財政運営の基本原則を踏まえ、その必要性を検討す

る必要がある。

例えば、事業補助については、当該事業の実施主体が他にないなど、補助金の交付先が外郭団体に限定されており、かつ、当該外郭団体において、当該事業に充当可能な余剰金があるといった場合には、補助金によらず、当該外郭団体に自主事業として当該事業を実施させる方が、外郭団体の設立の経過やあり方から考えれば、むしろ望ましいといえる。

外郭団体それぞれの設立目的、法人形態、財務状況、事業実施や収支の枠組みなどを十分に分析したうえ、税負担を極力少なくする方向で、また、外郭団体のガバナンスを毀損することのないよう、補助金のあり方や公益的な事業の進め方について、見直しをされたい。

イ 黒字の場合に補助の必要性はあるか

当該外郭団体において、補助対象事業を単体で見た場合は赤字であるが、他の事業で黒字が出ている場合に、補助対象事業の赤字を他の事業の黒字で補った上で、補助金額を算定すべきではないか。非営利団体においては、ある事業の黒字を他の事業の赤字の補填に使うことは可能である。

公益財団法人など非営利の外郭団体も含めた非営利団体に対する事業補助金、運営補助金は、収支相償の原則どおり、補助対象経費を特定するなどの形で上限を定めて補助金を前渡しした上で、最終的な補助額は赤字相当額を限度として精算すべきではないか。

ウ 黒字相当の補助金の返還を求めることが要否・可否について

収支相償の原則等に見られる法の趣旨、本市の外部団体設立の趣旨は「民間の人材、知識、資金等を活用することにより市民ニーズに即した多用な公的サービスを提供する」ことなどからして、そのうちの非営利の外郭団体に関しては、黒字相当の補助金は特段の事情がない限り公益性を欠いており、本市への返還を求めてよいのではないか。

エ 外郭団体に対する補助金と本市の人的関与

補助金等は、市民へのサービスに確実に還元されるように、その必要性及び補助金の算定根拠を十分に精査する必要がある。

補助金等は、最終的に交付先団体の人事費にも充当されるが、とりわけ外郭団体については、補助金等から当該団体の人事費に充当されており、間接的に補助金の交付状況に大きく影響しているため、「お手盛り」との批判を招くことのないよう、人事費が適正な水準に保たれていることが重要となる。

本市においては、外郭団体職員の給与水準の適正化を図るため、例えば、本市職員の給料に減額改定が行われた場合には、これを参考に見直しを行うよう指導を行っている。従って、外郭団体において本市元職員及び派遣職員が在籍していることが、本市の外郭団体の監視機能を損なうようなことはない。

今後も、こうした人件費適正化の取組を継続的に実施されたい。

⑤ 補助金要綱の充実

補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金要綱に基づいて市長に実績報告書を提出することが、補助金条例第18条により義務付けられているが、内容が不十分な実績報告があるということは、前節各補助金に対する監査結果の【12】及び【13】で示した通りである。補助金の交付を受けた者は、具体的な公益サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、これを補助事業にどのように活用し、どうような実績を残したのかは、きちんと説明する必要がある。

具体的には、事業補助金の補助対象となっている対象経費の内容等を確実に把握する必要がある。そのため、実績報告書に添付する決算書等には、原則として領収書等の証憑書類の確認をし、実績報告書に添付する収支計算書の支出経費の信憑性について検討すべきである。

⑥ 補助金等交付状況の公表（開示）

補助金条例第8条において、補助金等の交付状況の公表をしているが、公表の内容については、補助金条例及び補助金規則で定めている。

ただ、現在定められている項目だけでは、前年度の補助金が今年度には掲載されないため、その補助金の交付が実施されたのかどうか非常にわかりにくい部分がある。補助金一覧の表示法に、同一年度の予算額と決算額を併記するなどの工夫をされたい。

総括的な視点からの監査結果まとめ

監査の結果	内 容	個別補助金における「参考」
指摘事項	「交付の目的」は抽象的な表現ではなく、当該補助金制度の公益上の必要性を具体的に考え、費用対効果の検証を効率的に行うに足りる程度に具体的に定めるよう徹底されたい。 補助金等の終期を設定し、終期の到来時に改めて公益性の観点から必要性の有無を検討するなど、補助金の定期的な見直しができるよう検討されたい。	No.342 駐車場建設事業補助金 No.463 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費助成金

指摘事項	<p>少額な補助金等について、費用対効果の検証を十分に行うよう徹底されたい。</p> <p>要綱で「補助金の算定方法」を定める際に、より明確なものとなるよう徹底されたい。</p> <p>多額の剩余金が生じている外郭団体への補助金等については、剩余金の発生の原因や経過等を精査し見直しを検討されたい。</p>	<p>No.464 私道内共同排水設備設置補助金</p> <p>No.83 京都府民総合体育大会選手権派遣</p> <p>No.343 向島学生センター運営経費補助</p> <p>No.366 シニア住宅建設事業に関する補助金（利子補給）</p> <p>No.378 京都市都市緑化協会補助金</p> <p>No.295 軽費老人ホーム及びケアハウス利用料補助</p> <p>No.479 生涯学習事業補助金</p> <p>No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金</p> <p>No.66 京都市交響楽団運営補助金</p> <p>No.64</p>
------	---	---

指摘事項	<p>実績報告書に添付する決算書等には状況に応じて、領収書等の確認をすることを、徹底されたい。</p>	<p>京都市芸術文化協会交付金 No.144 きようと京北ふるさと公社運営補助金 No.117 財団法人京都高度技術研究所助成</p>
意 見	<p>補助金施行規則に、補助金等の検証及び見直しは、事務事業評価制度を活用することを、明記することを検討されたい。</p> <p>補助対象者を特定した補助金制度（いわゆる固有名詞のついた補助金制度）について、応募型とすることを検討されたい。</p> <p>実績のない補助金制度については、条例第7条に基づき、有効性及び効率性を検証し、廃止を含めた見直しを行うことを徹底されたい。</p> <p>補助金条例第2条に該当する補助金等かどうかの判断、及び要綱の制定、改廃について、全市的な公平性・透明性・統一性の確保に向けた取組を検討されたい。</p>	<p>No.505 京都府中学校総合体育大会 No.507 京都府高校総体 No.508 近畿ブロック高校体育大会 No.511</p>

意 見	<p>外郭団体への補助金については、その必要性及び補助金の算定根拠を十分に精査する必要がある。今後も、より一層の適切な指導監督を期待する。</p> <p>補助金一覧の表示法に、同一年度の予算額と決算額を併記するなどの工夫をされたい。</p>	<p>全国高校駅伝競走大会</p> <p>No.125 被災企業支援サポート 一事業被災企業支援協 力補助金</p> <p>No.184 障害者就労訓練設備等 整備費補助金</p> <p>No.377 上七軒通等修景整備事 業補助金</p> <p>No.333 地方独立行政法人京都 市立病院機構運営費交 付金</p> <p>No.81 全国都道府県対抗女子 駅伝競走大会</p> <p>No.83 京都府民総合体育大会 選手派遣</p> <p>No.217 吃音訓練事業補助金</p> <p>No.319 歯のひろば事業等実施 補助金</p> <p>No.318 健康教室(健康づくり) 事業補助金</p>
-----	--	--

（3）まとめ

本市は他の地方公共団体と比較しても、政令指定都市で初めて条例によって補助金条例を作り、補助金行政を発展させようとする取り組み姿勢、意気込みを大変強く感じた。

また、現在進行中の「はばたけ未来へ！京プラン」においても、補助金の見直しの意思を表明し、補助金行政をより公平で、効果的なものにするための施策を遂行しているところである。

実際に、ほとんどの補助金の財務事務の執行等について、現行の法令を遵守して、補助金等の諸規定とおりに整然と処理され、全市的に所管課の意思も統一されている印象を受けた。

ただ、本外部監査では制度の運用上、不十分な点を検討課題として提案させていただいた。補助金条例が制定されてまだ3年程しか経っていないのであるから、多少の不備があるのはやむを得ない。

また、今回の約500件という膨大な数の補助金をテーマに選定したことから、監査結果の数が多くなるのはやむを得ないと思っていたが、100以上の数の監査結果に及んでしまった。

このように、包括外部監査の結果報告書において多くの意見を表明したが、厳しい財政状況下において有効で効率的、公平な行政サービスを推進するため、参考にしていただきたい。